## THE JAPAN AGRICULTURAL NEWS

日本農業新聞

〒110-8722東京都台東区秋葉

○日本農業新聞2012

2012年 平成24年)

土曜日

## 青色事業専従者の要件

青色申告の承認を受けている者と 生計を一にする配偶者、その他の 親族であること

その年の12月31日(死亡した場合 は死亡の時)において年齢15歳 以上の者であること

その年を通じ、原則として6カ月を 超える期間、青色申告の承認を受 けている者の経営する事業にもつ ぱら従事する者であること

い。

不明なら均等に従事したも

したかを把握しておいてほし

の業務にどれだけの割合で従事

可能であれば、どちら

のとして計算するのが原則だ。

ように、

同じ青色事業専従者が

農業とアパート経営といった

2種類以上の事業に従事してい

さらに、「その年の12月31日時 書」を提出するのが大前提だ。 事業専従者給与に関する届出 従者と認められるには、「青色 とすることができる青色事業専 支払った給料を全額、必要経費 点で年齢15歳以上「その年を 原則として6カ月を超え

青色専従者給与

届出書提出が大前提

あるだろう。この専従者給与 合、当然、給料を支払うことが 手伝ってもらっているような場

経費としての存在感が大き

細かく規定が定めら

れている。 いだけに、

原則として、

同居の親族に対

業の中心を担っているのが専従うわけでもない。実態として事 事情を考慮する必要がある。 者であれば、労務の対価として はいけないかといえば、そうい の給料が事業主のものを超えて はできない。それでは、専従者 部分を必要経費に算入すること 正」なのかについては、個別の ない。賞与も同様だ。何が「適 適正な範囲内である限り問題は い」場合には、適正額を超える 届け出た金額が「不当に高

ば必要経費として問題ない)。

族であっても、

生計が別であれ

経費にすることはできない(親 する給料やアルバイト代は必要

業に従事して夜間、学校に通っ 事」とは見なされず、 ら従事」と見なされる。 いるような場合は「もっぱら従 に通いながら農作業を手伝って ているような場合には「もっぱ いまいなものだ。例えば、大学 日中は事

件が加わる。 線はしばしば争点となるが、 この「もっぱら従事」の境界

っぱら従事』する者」という要 ている者の経営する事業に『も 青色中告の承認を受け

農業やアパート経営を家族に

持続的経営のために

表・清田幸弘) (ランドマー ク税理士法人代

を支払った時は取り扱いに注意

このように、身近な人へ給与

してほしい。